

(介護予防) 短期入所生活介護，地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の生活相談員の資格要件

(福山市が定める資格要件)

- ① 社会福祉主事任用資格を有する者（社会福祉法第 19 条第 1 項各号）
 - ・ 大学等において社会福祉に関する科目を 3 科目以上修了
 - ・ 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了
 - ・ 社会福祉士
 - ・ 精神保健福祉士
- ② 介護支援専門員
- ③ 介護福祉士（ただし，資格取得後，指定（介護予防）短期入所生活介護事業所，指定地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）又は指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）で常勤の従業者として 2 年以上の実務経験を有する者に限る。）

○施行日：2014 年（平成 26 年）4 月 1 日

※この取扱いは（介護予防）短期入所生活介護，地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の生活相談員の資格要件に限ります。